**（取締役会を設置する株式会社の発起設立）**

株式会社設立登記申請書

１．商　号

１．本　店

１．登記の事由 平成　　年　　月　　日発起設立の手続終了

１．登記すべき事項 　 別添ＣＤ－Ｒのとおり

１．課税標準金額 金　　　　 万円

１．登録免許税 金　　 円

１．添付書類

定款　　　　　　 　　　　　１通

発起人全員の同意書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 通

発起人の過半数の一致を証する書面　　　　　　　　　　　　　　　１通

設立時代表取締役を選定したことを証する書面 　　　　 　　　　　１通

設立時取締役，設立時代表取締役及び設立時監査役の就任承諾書 　通

印鑑証明書　　　 　　　　　　通

　　　　設立時取締役及び設立時監査役の調査報告書及びその附属書類　　 １通

払込みを証する書面　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　１通

資本金の額の計上に関する設立時代表取締役の証明書　　　　　　　１通

委任状 　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１通

平成 年　　月 日

申請人

代表取締役

　　　　　　　 連絡先の電話番号

　　　法務局　　　　支　局　御中

出張所　登記すべき事項を磁気ディスクに記録して提出する場合の入力例

「商号」○○商事株式会社

「本店」○県○市○町○丁目○番○号

「公告をする方法」官報に掲載してする。

「目的」

１　○○の製造販売

２　○○の売買

３　前各号に附帯する一切の事業

「発行可能株式総数」８００株

「発行済株式の総数」２００株

「資本金の額」金１０００万円

「株式の譲渡制限に関する規定」

当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。

　　　「株券を発行する旨の定め」

　　　 当会社は株券を発行する。

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」法務太郎

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」法務一郎

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」法務次郎

「役員に関する事項」

「資格」代表取締役

「住所」○県○市○町○丁目○番○号

「氏名」法務太郎

「役員に関する事項」

「資格」監査役

「氏名」法務花子

　　　「取締役会設置会社に関する事項」

　　　　取締役会設置会社

　　　「監査役設置会社に関する事項」

　　　　監査役設置会社

「登記記録に関する事項」設立

　定款の記載例

○○商事株式会社定款

**第１章** **総　則**

（商号）

第１条　当会社は，○○商事株式会社と称する。

（目的）

第２条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。

１　○○の製造販売

２　○○の売買

３　前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は，本店を○県○市に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は，官報に掲載してする。

**第２章　株　式**

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は，○○○株とする。

（株券）

第６条　当会社は，株券を発行する。

　２　当会社の株券は，１株券，１０株券，５０株券及び１００株券の４種類とする。

（株式の譲渡制限）

第７条　当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

　第８条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するこ　　　とを請求するには，株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載　　　され，若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の　　　書式による請求書に署名又は記名押印し，共同して請求しなければならない。

　２　前項の規定にかかわらず，利害関係人の利益を害するおそれがないものとして　　　法務省令に定める場合には，株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に　　　記載又は記録することを請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第９条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには，当会

　　社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し，これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても，同様とする。

（株券の再発行）

第10条　株券の分割，併合，汚損等の事由により株券の再発行を請求するには，

当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し，これに株券を添えて提出しなければならない。

２　株券の喪失によりその再発行を請求するには，当会社所定の書式による請求書

　　に署名又は記名押印し，これを提出しなければならない。

（手数料）

第11条　前３条に定める請求をする場合には，当会社所定の手数料を支払わなけ

ればならない。

　（基準日）

　第12条　当会社は，毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下，「基準日株主」という。）をもって，その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし，当該基準日株主の権利を害しない場合には，当会社は，基準日後に，募集株式の発行，合併，株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を，当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

　２　前項のほか，株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは，取締役会の決議により，臨時に基準日を定めることができる。ただし，この場合には，その日を２週間前までに公告するものとする。

　 （株主の住所等の届出）

第13条　当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は，当会社所定の書式により，その氏名，住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における，その事項についても同様とする。

**第３章** **株主総会**

（招集）

第14条　当会社の定時株主総会は，毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し，臨時総会は，その必要がある場合に随時これを招集する。

　２　株主総会を招集するには，会日より１週間前までに，議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

（議長）

第15条　株主総会の議長は，社長がこれにあたる。社長に事故があるときは，あ

　 らかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（決議）

第16条　株主総会の決議は，法令又は定款に別段の定めがある場合のほか，出席

　　した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

　２　会社法第３０９条第２項に定める決議は，議決権を行使することができる株主

　　の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，出席した当該株主の議決権の３

　　分の２以上に当たる多数をもって行う。

　（議決権の代理行使）

　第17条　株主又はその法定代理人は，当会社の議決権を有する株主又は親族を代

　　理人として，議決権を行使することができる。ただし，この場合には，総会ごと

　　に代理権を証する書面を提出しなければならない。

**第４章** **取締役，監査役，代表取締役及び取締役会**

　（取締役会の設置）

　第18条　当会社に取締役会を設置する。

　（監査役の設置）

　第19条　当会社に監査役を置く。

　（取締役及び監査役の員数）

第20条　当会社の取締役は１０名以内，監査役は２名以内とする。

　 （取締役及び監査役の選任）

第21条　当会社の取締役及び監査役は，株主総会において議決権を行使すること

　　ができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数の決議によって選任する。

２　取締役の選任については，累積投票によらないものとする。

（取締役及び監査役の任期）

第22条　取締役の任期はその選任後２年以内，監査役の任期はその選任後４年以

　　内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠又は増員により選任された取締役の任期は，前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

３　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は，退

任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

　（取締役会の招集）

第23条　取締役会は，社長がこれを招集するものとし，その通知は，各取締役及び各監査役に対して会日の３日前に発するものとする。ただし，緊急の必要があるときは，この期間を短縮することができる。

（代表取締役及び役付取締役）

第24条　当会社は，社長１名を，必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干

名を置き，取締役会の決議により，取締役の中から選定する。

２　社長は，当会社を代表する。

３　社長のほか，取締役会の決議により，当会社を代表する取締役を定めること

　　ができる。

（業務執行）

第25条　社長は，当会社の業務を統轄し，専務取締役又は常務取締役は，社長を

　　補佐してその業務を分掌する。

２　社長に事故があるときは，あらかじめ取締役会の定める順序に従い，他の取

　　締役が社長の職務を代行する。

　（監査の範囲）

　第26条　監査役の監査の範囲は，会計に関するものに限定する。

（報酬及び退職慰労金）

第27条　取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をも

って定める。

**第５章** **計　算**

（事業年度）

　 第28条　当会社の事業年度は年１期とし，毎年４月１日から翌年３月３１日まで

　 とする。

（剰余金の配当）

第29条　剰余金は，毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

（中間配当）

第30条　当会社は，取締役会の決議により，毎年９月３０日現在の株主名簿に記

　 載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し，中間配当をすることができる。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第31条　当会社が，剰余金の支払いの提供をしてから満３年を経過しても受領されないときは，当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

**第６章** **附　則**

（設立に際して出資される財産の最低額）

第32条　当会社の設立に際して出資される財産の最低額は，金○万円とする。

（最初の事業年度）

第33条　当会社の最初の事業年度は，当会社成立の日から平成○年３月３１日

までとする。

（発起人）

第35条　発起人の氏名，住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は，次

のとおりである。

　　　　　○県○市○町○丁目○番○号　○　○　○　○

　　　　　　○○株

　　　　　　　　　　　　　 ○県○市○町○丁目○番○号　○　○　○　○

　　　　　　○○株

　 （法令の準拠）

1. この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上，○○商事株式会社の設立のため，この定款を作成し，発起人が次に記名

　押印する。

平成○年○月○日

　　　　　　　　　　発起人　○　○　○　○ 印

発起人　○　○　○　○ 印

　設立時発行株式に関する発起人の同意書

同意書

　 　本日発起人全員の同意をもって，会社が設立の際に発行する株式に関する事項

　 を次のように定める。

　１　発起人○○が割当てを受けるべき株式の数及び払い込むべき金額

　　　 ○○商事株式会社　普通株式　○株

株式と引換えに払い込む金額　金○円

　 １　発起人○○が割当てを受けるべき株式の数及び払い込むべき金額

　　　 ○○商事株式会社　普通株式　○株

株式と引換えに払い込む金額　金○円

　　 上記事項を証するため，発起人全員記名押印（又は署名）する。

　 平成○年○月○日

　　　　　　　 ○○商事株式会社

　 ○県○市○町○丁目○番○号

　 発　起　人　○　　○ 印

　　　　　　　　　　　　　　 ○県○市○町○丁目○番○号

　 発　起　人　○　　○ 印

|  |
| --- |
|  |

資本金及び資本準備金を発起人全員の同意により定めた場合

同意書

　 　本日発起人全員の同意をもって，資本金の額を次のように定める。

　１　資本金の額　金○円

　 １　資本準備金の額　金○円

　　 上記事項を証するため，発起人全員記名押印（又は署名）する。

　 平成○年○月○日

　　　　　　　 ○○商事株式会社

　 ○県○市○町○丁目○番○号

　 発　起　人　○　　○ 印

　　　　　　　　　　　　　　 ○県○市○町○丁目○番○号

　 発　起　人　○　　○ 印

設立時取締役，設立時監査役選任及び本店所在場所決議書

設立時取締役，設立時監査役選任及び本店所在場所決議書

　　平成○年○月○日○○商事株式会社創立事務所において発起人全員出席し（又

　は議決権の過半数を有する発起人出席し）その全員の一致の決議により次のよう

　に設立時取締役，設立時監査役及び本店所在場所を次のとおり選任，決定した。

　　設立時取締役 法務太郎，法務一郎，法務次郎

　設立時監査役 法務花子

　　　　本店　　○県○市○町○丁目○番○号

上記決定事項を証するため，発起人の全員（又は出席した発起人）は，次のとお

　り記名押印（又は署名）する。

平成○年○月○日

○○商事株式会社

発　起　人 ○　　○　印

発　起　人 ○　　○　印

設立時代表取締役を選定したことを証する書面

設立時代表取締役選定決議書

　　平成○年○月○日○○商事株式会社創立事務所において設立時取締役全員出席し

　（又は過半数の設立時取締役出席し）その全員の一致の決議により次のように設立

　時代表取締役を選定した。なお，被選定者は即時その就任を承諾した。

設立時代表取締役 法務太郎

上記設立時代表取締役の選定を証するため，設立時取締役の全員（又は出席した

　設立時取締役）は，次のとおり記名押印する。

平成○年○月○日

○○商事株式会社

出席設立時取締役 法務　太郎 印

　　　　　　　　　　　　　 同　　　　 　　　法務　一郎 　印

同　　　　 　　　法務　次郎 印

調査報告書

調査報告書

平成○年○月○日○○商事株式会社（設立中）の取締役及び監査役に選任された

　ので，会社法第４６条の規定に基づいて調査をした。その結果は次のとおりである。

調査事項

　　１　定款に記載された現物出資財産の価額に関する事項（会社法第３３条第１０

　　　項第１号及び第２号に該当する事項）

　　　　定款に定めた，現物出資をする者は発起人○○であり，出資の目的たる財産，

　　　その価格並びにこれに対し割り当てる設立時発行株式の種類及び数は下記のと

　　　おりである。

　　　　　イ　何県何市何町何番何号の　宅地　○○㎡

　　　　　　　定款に記載された価額　金○○円

　　　　　　　これに対し割り当てる設立時発行株式　普通株式　○○株

　　　　　ロ　何株式会社普通株式　○○株

　　　　　　　価額　金○○円

　　　　　　　これに対し割り当てる設立時発行株式　普通株式　○○株

　 ①　上記イについては，時価金○円と見積もられるべきところ，定款に記載し

　　　　た評価価格はその約４分の３の金○円であり，これに対し割り当てる設立時

　　　　発行株式の数は○○株であることから，当該定款の定めは正当なものと認め

　　　　る。

　　　②　上記ロにつき，当該有価証券の価格は，時価○円以上であり，当該定款の

　　　　定める価格は相当であることを認める。

　　　　　ハ　何県何市何町何番何号の　宅地　○○㎡

　　　　　　　定款に記載された価額　金○○円

　　　　　　　これに対し割り当てる設立時発行株式　普通株式　○○株

　　　会社法第３３条第１０項第３号の規定に基づく弁護士の証明書及び不動産

　　　　鑑定士の鑑定評価書を受領しており，これを調査した結果，正当であること

　　　　を認める。

　　２　発起人○○の引受けにかかる○株について，平成○年○月○日現物出資の目

　　　的たる財産の給付があったことは，別紙財産引継書により認める。

　　３　平成○年○月○日までに払込みが完了していることは株式会社○○銀行の払

　　　込金受入証明書により認める。

　　４　上記事項以外の設立に関する手続が法令又は定款に違反していないことを認

　　　める。

　　　上記のとおり会社法の規定に従い報告する。

平成○年○月○日

○○商事株式会社

設立時取締役　法務　太郎　印

同　　　　　　法務　一郎　印

同　　　　　　法務　次郎　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　設立時監査役　法務　花子　印

　払込のあったことを証する書面の例

証明書

当会社の設立時発行株式については以下のとおり，全額の払込みがあったこと

　 を証明します。

　　　　　　　　　　　　設立時発行株式数　　○○株

払込みを受けた金額　金○○円

平成○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○商事株式会社

設立時代表取締役　　法　務　太　郎 印

　資本金の額の計上に関する設立時代表取締役の証明書の例

資本金の額の計上に関する証明書

①　払込みを受けた金銭の額（会社計算規則第４３条第１項第１号）

金○○円

②　給付を受けた金銭以外の財産の給付があった日における当該財産の価額（会社計算規則第４３条第１項第２号）（注２）

金○○円

③　①＋②

金○○円

　資本金の額○○円は，会社法第４４５条及び会社計算規則第４３条の規定に従って計上されたことに相違ないことを証明する。（注３）

　平成○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　○県○市○町○丁目○番○号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○　印

就任承諾書の例

就任承諾書

私は，平成○年○月○日，貴社の設立時取締役に選任されたので，その就任を

　 承諾します。

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号

　　　　　　　法　務　太　郎 印

○○商事株式会社　御中

　委任状の例

委　任　状

○県○市○町○丁目○番○号

　 法　務　三　郎

　 　私は，上記の者を代理人に定め，次の権限を委任する。

１　当会社設立登記を申請する一切の件

　１ 原本還付の請求及び受領の件

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号

○○商事株式会社

　　代表取締役 法　務 太　郎 印